

第3回 東京都建築安全マネジメント推進協議会 議事概要

1. 日時

令和3(2021)年3月24日(水曜日)(意見書提出期限)

2. 場所

書面開催

3. 議事

(1) 東京都からの説明

- ① 第2回協議会議事録について
- ② 改定素案への意見について(指定確認検査機関等)
- ③ 改定素案への意見について(特定行政庁)
- ④ 主な変更箇所について

(2) その他

- ① 今後の予定について

【東京都建築安全マネジメント計画改定素案への意見及び主な変更箇所について】

- 資料1「第2回協議会議事概要」2頁末尾から2番目の指摘は、ごもったまご指摘だと感じる。いわゆる素人家主のほとんどは賃貸住宅等の管理業者に管理業務を依頼している。

本年6月施行予定の賃貸住宅管理適正化法では、一定以上の管理戸数を持つ業者には国交大臣への登録が義務づけられ、専門知識を有し経験をもつ業務管理者を置くことが義務付けられた。

このような機会に建築安全マネジメントの重要性を建物所有者のみならず日常の建物維持管理に努める管理業者への啓発を積極的に行うと良いのではないか。

- 計画改定案(参考資料2)P6では、「建物所有者又は管理者(以下「建物所有者等」という。)」と定義している。所有者と管理者が異なる場合は、管理者に対し、普及啓発を行うよう考えている。

なお、今後、関係団体とも連携して管理業者への必要な普及啓発を行っていく。

- 資料2「東京都建築安全マネジメント計画改定素案への意見(指定確認検査機関等)」の意見番号3の建築物の浸水対策について、「c.地震時の堤防決壊による浸水レベル」についても、(国の国土強靱化関係資料等に的確な想定記述があれば)例示してはどうか。

- 「c.地震時の堤防決壊による浸水レベル」については、都所管部署及び国においても、想定区域図などは作成されていない。

- 資料4「主な変更箇所一覧」の「建築行政手続のデジタル化」中、番号6及び番号8の変更後の記述において「デジタルデバイス等の問題にも留意しながら」とされているが、デジタル化しても利用できない者が不利益を被るわけではなく、従来の紙ベースの手続きを利用できるものであるから、デジタル化に当たって利用できない者に留意する必要はないのではないか。

むしろ、利用できない者に留意することによってデジタル化が中途半端なものになり、大多

数の都民が享受できるはずの生産性の向上やコストの低減等のメリットが半減するのではないか。

→ 構築するシステムについて、利用する意思があっても、特殊な通信環境を要する、又は操作が複雑で利用できない（しにくい）、などといったことが生じないよう、一般的な通信環境で、設計者などが使いやすいものにする、といった趣旨である。

○ 資料4「主な変更箇所一覧」の「建築行政手続のデジタル化」について、番号7の変更後の記述中、「東京消防庁」の記載について、東京都内の消防本部は東京消防庁の他に稲城市消防本部等が含まれることから、東京都全体の取組みであれば「東京消防庁等」もしくは「消防部局」などの記載とするのが相応しいのではないか。

→ 「東京消防庁等」に修正する。

以上